

## 災害時における災害し尿等の収集運搬の協力に関する協定書

笠間市(以下「甲」という。)と一般社団法人茨城県環境保全協会(以下「乙」という。)は、災害発生時におけるし尿、浄化槽汚泥及び災害廃棄物等(以下「災害し尿等」という。)の収集運搬の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### (趣旨)

第1条 この協定は、笠間市内において風水害、地震等大規模災害(以下「災害」という。)が発生した場合に、災害し尿等の収集運搬に関し、甲が乙に協力を要請するに当たっての必要な事項を定める。

### (協力の要請)

第2条 甲は、災害の発生時、災害し尿等の収集運搬のために乙の会員の有する技術、労力及び資機材が必要と判断したときは、乙に対して応急活動の協力を要請することができる。

2 甲は、乙に対し前項の要請を行うときは、次の各号に掲げる事項を記載した要請書を乙に提出する。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、その後速やかに要請書を提供するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力の要する理由
- (2) 協力を必要とする人員、資機材等
- (3) 協力を必要とする場所
- (4) 協力を必要とする活動内容の概要
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

### (災害し尿等の収集運搬の実施)

第3条 乙は、甲から前条第1項の要請をうけたときは、必要な人員、車両及び資機材を調達し、甲が実施する災害し尿等の収集運搬に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、甲の指示に従い、災害し尿等の収集運搬を実施するものとする。

### (情報の提供)

第4条 甲は、災害し尿等の収集運搬に円滑な協力が得られるように、乙に被災、復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害し尿等の収集運搬に関し協力が可能な会員の状況を甲に文書で報告する。

(実施の報告)

第5条 乙は、災害し尿等の収集運搬を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告する。

- (1) 活動内容
- (2) 活動場所
- (3) その他必要な事項

(費用の負担)

第6条 乙が第2条第1項の要請により実施する災害し尿等の収集運搬については、原則として無償で実施するものとする。ただし、当該事業に要する費用が無償で実施する程度の範囲を超え、著しく高額になるときは、その費用の負担について、甲・乙が協議の上、決定する。

(連絡体制)

第7条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互に連絡体制を確認し、変更が生じた際は、速やかに報告する。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議して定める。

(有効期間)

第9条 この協定書は、甲・乙いずれかから協定を終了する旨の申し出がない限り継続する。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年3月22日

甲 笠間市中央三丁目2番1号  
笠間市長 山口伸樹

乙 水戸市平須町1828番地192  
一般社団法人茨城県環境保全協会  
理事長 岡島正明